

## 滞納整理事務の概要について

滞納整理事務の行政評価を行っていただくに当たり、民間の債権回収とは異なる事項等をまとめました。理解し易い内容とするため、詳細や例外についての説明は省きます。

### 1 債権の種類について

債権は次の表のとおり 3 種類に分かれます。地方税などについては、訴訟等の手続を経ずに差押えができる強い権限が法令により与えられています。

	強制徴収債権 <sup>※1</sup>	非強制徴収債権 <sup>※2</sup>	
		公債権	私債権
区分	公法上の原因に基づいて発生する債権で、強制徴収できるもの	公法上の原因に基づいて発生する債権で、強制徴収できないもの	私法上の原因に基づいて発生する債権
強制徴収の可否 (訴訟手続)	可(訴訟不要)	不可(訴訟必要)	
時効	原則 5 年間権利の行使がなければ当然に消滅する。ただし、特別に定めがある場合がある。	債権ごとに異なる。債務者の時効の援用が必要だが、特例あり <sup>※3</sup>	
主な債権	市税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 保育所保護者負担金 下水道使用料・受益者負担金 生活保護費返還金	し尿処理手数料 農業集落排水施設使用料 墓地管理料	市営住宅家賃等 水道料金 障害者介護給付費等返還金 開放学級事業保護者負担金 災害援護資金貸付金元利収入

#### ※1 参考

##### ア 地方税法抜粋

(市町村民税に係る滞納処分)

第 3 3 1 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

##### イ 地方自治法抜粋

(督促、滞納処分等)

第 2 3 1 条の 3 第 3 項 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で

定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。(以下省略)

※2 参考(地方自治法抜粋)

(債権)

第240条第2項 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

※3 参考(水戸市債権管理条例抜粋)

(非強制徴収債権の放棄)

第6条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該非強制徴収債権及びこれについて既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 消滅時効が完成したこと。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- (4) 破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたこと。

## 2 滞納整理の方法

債権の通常徴収と滞納整理の手続は次の表のとおりです。期限内の納付がなされなかったときは督促を行います。それでも納付されない場合、滞納処分や強制執行により債権を徴収します。

区分	項目/手続	強制徴収債権	非強制徴収債権	
		公債権		私債権
主な債権		市税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 保育所保護者負担金 下水道使用料・受益者負担金	し尿処理手数料 農業集落排水施設 使用料 墓地管理料 生活保護費返還金	市営住宅家賃等 水道料金 障害者介護給付費等返還金 開放学級事業保護者負担金 災害援護資金貸付金元利収入
債権の通常徴収	発生原因	条例に基づいて納税又は納付が義務付けられる。		
	納入通知	原則として納入通知書による		
	納期限	条例で定めがない場合は通知書発行日から 15 日以内		
	納入場所	市役所出納員，現金取扱員，指定金融機関及び収納代理金融機関，歳入収納事務の受託者		
債権の滞納整理	債権管理	台帳の作成，徴収計画の策定		
	督促	期限を指定して督促する。(地方税法，地方自治法第 231 条の 3)	期限を指定して督促する。(地方自治法施行令 171 条)	
	催告	自主的納付を促すために行う(法的規定なし)。		
	財産調査	質問及び検査 搜索や強制立入	任意に協力を求める(法的規定なし)。	
	差押え	督促状発行から 10 日以内に完納しないときは給料や預金，財産を差し押さえる。	強制執行	裁判所の力を借りて，滞納者の債権・財産を差し押さえる。
	換価	処分：公売により，差押財産を金銭に換える。		差押財産が売却される。
配当	差押財産の換金代金を滞納徴収金に充てる。	差押財産の売却代金の配当を受け，滞納徴収金に充てる。		

### 3 負担の公平性と滞納整理事務の費用対効果

課税されたり，行政サービスを利用したりする誰もが，期限内に自主的に納付することが望ましいですが，現実には滞納が生じます。

負担の公平性の観点からいえば，手段を問わず徴収し，滞納がないのが理想です。

しかし，徴収することが著しく困難であるなどの場合は，効果を考えて滞納整理に当たる必要があります。

#### ※1（条件により徴収停止することができる事例）

地方自治法施行令抜粋

（徴収停止）

第171条の5 普通地方公共団体の長は，債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）

で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて，次の各号の一に該当し，これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは，以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し，将来その事業を再開する見込みが全くなく，かつ，差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり，かつ，差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で，取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

#### ※2（税・使用料等と行政のサービス提供等との関係）

行政サービスを提供するもののうち，その提供を停止することが可能なものは，滞納額の累積を抑え，また，提供の再開を望む滞納者に納付を促すことができます。

また，所得に応じて支払金額が決まるものは，サービスを必要とする利用者に利用しやすくしており，納付に無理がない制度になっています。

サービスと対価の関係		所得と対価の関係	所得により支払金額が変わる	所得によらずに支払金額が決まる
特定のサービスに対して支払うものである	サービスと対価とは同時に履行される			住民票交付手数料※
	サービスと対価とは同時に履行されない	サービス停止が可能である	住宅使用料	し尿処理手数料 水道料金
		サービス停止が可能でない	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 保育料	農業集落排水使用料 下水道使用料・受益者負担金 墓地管理料 開放学級事業保護者負担金
特定のサービスを決めて支払っていない			市民税	固定資産税(都市計画税含む)
貸付や不正受給等により返還の義務を負うもの				生活保護費返還金 障害者介護給付費等返還金 災害援護者貸付金元利収入

※ 表中の住民票交付手数料は，行政評価における滞納整理事務の対象ではありません。